

河川法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）	1
○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）	2

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（一級河川の管理）

第九条（略）

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3・4（略）

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6・7（略）

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2・5（略）

（権利の譲渡）

第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2（略）

（関係地方公共団体の長の意見の聴取）

第三十六条（略）

2（略）

3 指定都市の長は、水利使用に関し、第九条第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4・5（略）

（渇水時における水利使用の特例）

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならぬ。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合において、同項の承認を取り消さなければならぬ。

(国土交通大臣の認可等)

第七十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

○河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)(抄)

(都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理)

第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のもとする。

一・二 (略)

三 水利使用で次に掲げるもの(以下「特定水利使用」という。)に関し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。

イ 発電のためにするもの。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

(1) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一万人未満の水道のためにするもの

(2) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの

(3) 取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの

(4) 発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの

ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの

ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの

ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

四・七 (略)

2・3 (略)

(関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理)

第二十条の二 法第三十六条第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六条第一項の規定による処分とする。

- 一 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上又は給水人口が五千人以上の水道のためにするもの
- 二 取水量が一秒につき最大〇・三立方メートル以上又はかんがい面積が百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの
- 三 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上の水利使用であつて発電、水道又はかんがい以外のためにするもの
- 四 前三号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

(国土交通大臣の認可)

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 特定水利使用以外の水利使用で第二十条の二各号に掲げるものに関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第七十五条の規定による処分

五・六 (略)